

一般の中小企業退職金共済事業における収支状況の推移
及び付加退職金の支給率の状況

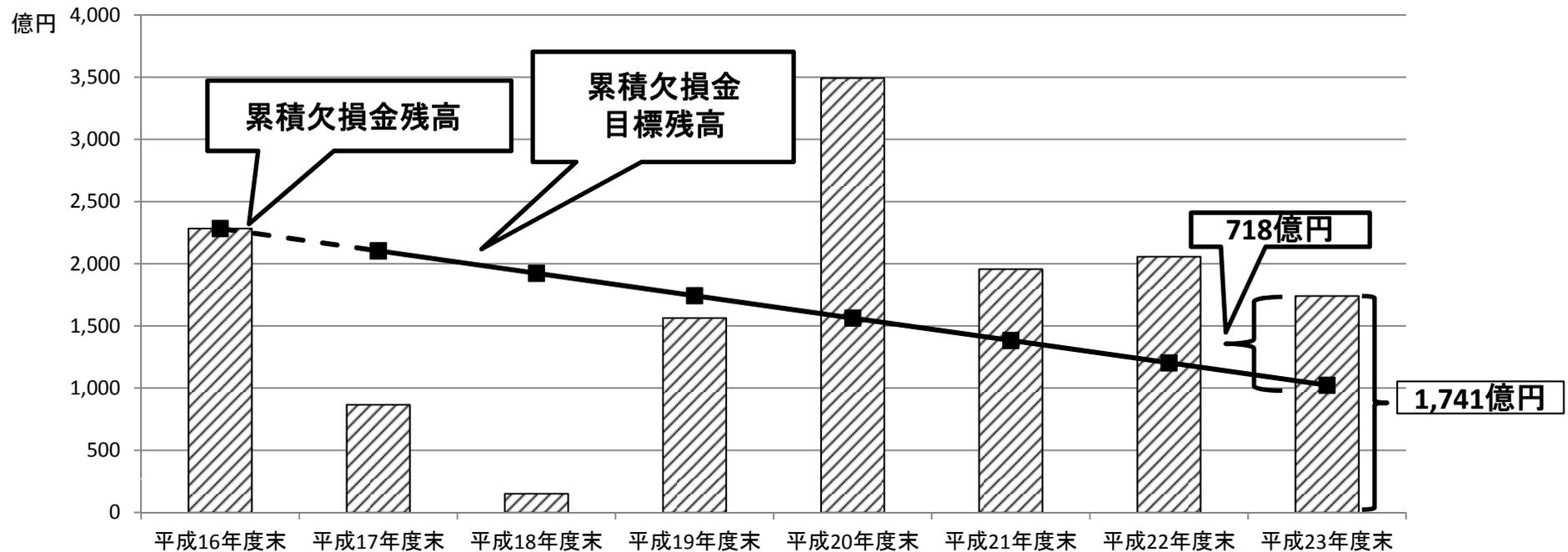
年 度	予 定 運 用 利 回 り	平 均 運 用 利 回 り	当 期 損 益 金	累 積 剰 余 金 (累 積 欠 損 金)
平成 3 年度	6.60% <u>5.50% (4月~)</u>	5.86%	436億円	488億円
平成 4 年度	6.60% 5.50%	5.86%	△238億円	250億円
平成 5 年度	6.60% 5.50%	5.46%	△250億円	△ 0億円
平成 6 年度	6.60% 5.50%	4.78%	△427億円	△ 427億円
平成 7 年度	6.60% 5.50%	4.55%	△516億円	△ 943億円
平成 8 年度	<u>4.50% (4月~)</u>	3.84%	△196億円	△1,139億円
平成 9 年度	4.50%	3.53%	△296億円	△1,435億円
平成10年度	4.50%	3.23%	△396億円	△1,831億円
平成11年度	<u>3.00% (4月~)</u>	3.08%	9億円	△1,822億円
平成12年度	3.00%	2.33%	△207億円	△2,029億円
平成13年度	3.00%	1.77%	△372億円	△2,401億円
平成14年度	<u>1.00% (11月~)</u>	1.60%	△170億円	△2,571億円
平成15年度 前 期	1.00%	1.68%	103億円	△2,468億円
平成15年度 後 期	1.00%	5.37%	545億円	△2,684億円
平成16年度	1.00%	2.84%	401億円	△2,283億円
平成17年度	1.00%	8.34%	1,417億円	△ 867億円
平成18年度	1.00%	2.81%	715億円	△ 151億円
平成19年度	1.00%	△2.95%	△1,413億円	△1,564億円
平成20年度	1.00%	△4.88%	△1,929億円	△3,493億円
平成21年度	1.00%	5.67%	1,536億円	△1,956億円
平成22年度	1.00%	0.30%	△101億円	△2,057億円
平成23年度	1.00%	1.80%	316億円	△1,741億円

(注) ・下線については予定運用利回りの改正を行ったもの。
 ・平成15年10月以降は、独立行政法人会計基準を適用。
 ・平成2年法改正においては、施行日前における掛金月額部分について、6.60%の利回りを適用。
 ・平成7年法改正以降は、新法施行日も含めて新たな予定運用利回りを適用。

一般の中小企業退職金共済事業における累積欠損金額の推移状況

(単位：億円)

	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
収入	4,271	7,134	5,220	4,485	4,533	6,217	5,222	5,631
支出	3,870	5,717	4,505	5,897	6,462	4,681	5,323	5,315
当期損益金	401	1,417	715	△ 1,413	△ 1,929	1,536	△ 101	316
累積欠損金 (A)	△ 2,283	△ 867	△ 151	△ 1,564	△ 3,493	△ 1,956	△ 2,057	△ 1,741
累積欠損金 解消目標残高 (B)		△ 2,103	△ 1,923	△ 1,743	△ 1,563	△ 1,383	△ 1,203	△ 1,023
A - B		1,237	1,772	180	△ 1,929	△ 573	△ 854	△ 718



※ 累積欠損金残高目標額は、平成16年度末現在の累積欠損金残高から解消目標額180億円を年度ごとに解消した額として算定した。
 ※ 累積欠損金残高等は小数点以下四捨五入である。

平成 17 年 10 月 1 日

累積欠損金解消計画

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

1 計画の基本的考え方

(1) 累積欠損金発生の経緯

一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）において累積欠損金は平成 5 年度末に 4 百万円を計上した後、市場金利の低下に伴って増加傾向で推移し、独立行政法人となった平成 15 年 10 月時点で 3,230 億円となった。これは、責任準備金を計算する基礎となる予定運用利回り（中小企業退職金共済法第 10 条第 3 項における予定利率）が市場金利や平均運用利回りを上回る水準に定められていたためであるが、平成 14 年 11 月に予定運用利回りが 3.0% から 1.0% に引き下げられ、その後、市場環境の好転を背景に 15 事業年度 545 億円、16 事業年度 400 億円の当期利益金を確保し、平成 16 年度末では累積欠損金が 2,284 億円に縮小している。

(2) 計画の性格

累積欠損金をできる限り早期に解消し財務内容の健全化を図ることは、制度の持続的な運営に当たっての最重要課題である。かかる考え方のもとに現行の中期目標・中期計画（平成 15 年 10 月～20 年 3 月）も策定されているが、平成 16 年 12 月 10 日、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会より累積欠損金の解消に向け明確な目標の下で削減に努めることが重要との意見が提出された。また、平成 17 年 3 月 11 日、労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会の審議においても、累積欠損金を計画的に早期解消することが重要な課題と位置付けた上で独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）による中小企業労働者の加入促進、退職金原資となる資産の効率的な運用並びに経費節減に更なる努力を行う必要があるとの意見が提出された。これを踏まえて、同月 17 日、厚生労働省労働基準局長から機構に対して「中小企業退職金共済制度の運営改善について」の通知が出された。このため、本計画を策定し、累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額を明らかにするとともに、具体的な対策の基本となる考え方を示すこととするものである。

なお、本計画については、経済情勢の変化や目標達成の進捗状況等を踏まえ中期計画策定時等において必要な見直しを行う。

(3) 計画の前提

① 予定運用利回り

年1%

② 年度ごとに解消する累積欠損金及び付加退職金の配分方法

年度ごとに解消する累積欠損金及び付加退職金の配分方法は、上記(2)の厚生労働省労働基準局長通知において示された以下の処理方法による。

(i) 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額以上のときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を累積欠損金の解消に、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。

(ii) 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額を下回る場合は、まず当該利益の見込額のうち年度ごとに解消すべき累積欠損金の額に相当する額を累積欠損金の解消に充て、残額を付加退職金に充てる。

③ 責任準備金推計値

別表のとおり。

ただし、責任準備金の推計に当たって必要となる加入者数、脱退者数、平均掛金月額・月額変更件数、月額変更による平均増加額等は過去10年間のデータから推計することを原則とした。なお、適格退職年金(以下「適年」という。)からの引継金収入については、平成17年度から引継金の上限が撤廃されたことによる増要因、平成23年度における引継終了時の一時的増要因を見込み、かつ、過去のデータは3年分しかないため、過去の平均値を踏まえ16年度末適年契約総数の3割弱が中退共に移管するものと見込んでいる。

④ 計画の始期

平成17年度を初年度とする。

2 計画の課題

(1) 累積欠損金の解消年限

解消年限の分析結果によれば、平成 27 年度末で概ね 50%の確率で解消できることとなっているが、達成可能な目標として設定するにはより確実性を担保する必要があり、このため一定期間解消年限を延長することが適当である。

また、単年度の収支はその時点の運用環境の動向に左右されることから、解消目標額は単年度ごとではなく、一定の期間内に設定すべきであること、機構はその運営に当たり中期目標の下に策定された中期計画の履行状況を評価されることに鑑み、累積欠損金の計画的解消の目標年限は中期計画策定期間を念頭に置いて定めることが望ましい。

以上のことから、現行中期計画を踏まえ次期以降の中期計画期間を 5 年と想定して、累積欠損金の解消年限は平成 17 年度を始期として、第 3 期中期計画終了時の 29 年度末までの 13 年間とする。

(2) 中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額

平成 16 年度末の累積欠損金 2,284 億円を 13 年間で解消する場合、各期間均等に解消していくこととすれば年間約 180 億円となる。

したがって、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額は 180 億円とし、中期計画 1 期間（5 年間）当たりの解消目標額は 900 億円とする。

(3) 達成すべき運用利回り（目安）

達成すべき運用利回り（目安）は、上記 1 (2) の労働政策審議会意見の趣旨を踏まえると、予定運用利回り 1.0%に加えて、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額の 2 倍に相当する収益が必要となることから、2.2%とする。

3 累積欠損金の解消を図るための具体的措置

(1) 収益改善の方策

① 健全な資産運用

資産運用の基本方針に定めた基本原則・運用目的に基づき、制度利回りを前提に中期的に中退共制度の健全性の向上に必要な収益の確保を目指し、最適な資産配分である基本ポートフォリオの選定及び維持管理に努め、安全にして効率的な資産運用を実施する。

また、資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、外部の専門家から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。

② 積極的な加入促進

関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、費用対効果を考慮しつつ以下を中心に加入促進対策を効果的・機動的に実施する。

イ 広報資料等による周知広報活動

パンフレット・ポスター等の広報資料の配布及びホームページの活用により共済制度の周知広報を実施するとともに、関係官公庁及び関係事業主団体等に対し共済制度に関する記事の広報誌等への掲載を依頼する。

ロ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行い、制度の普及及び加入勧奨を行う。

ハ 個別事業主に対する加入勧奨等

機構が委嘱した相談員、普及推進員、事業主団体等による個別事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、文書等による追加加入に係る勧奨を行う。

ニ 集中的な加入促進対策の実施

厚生労働省の協力を得て、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開するとともに、都道府県及び市区町村の協力を得ながら、特定の都道府県においてマスメディア等を活用した集中的な共済制度の周知広報活動及び各種会議における加入勧奨を行う。

ホ 他制度と連携した加入促進対策の実施

厚生労働省の協力を得て、適年制度から中退共制度への移行を促進するための周知広報や勧奨、説明会等を組織的に展開するとともに、より一層の移行促進をするため、適年を受託する生保、信託銀行との連携を強化する。

(2) 経費節減の方策

可能な限り契約方式を一般競争入札に変更するとともに、退職金共済事業の各業務の見直しを行い、事務の効率化に伴って全体の経費節減を図ることによって給付経理から業務経理への繰入額を節減し、累積欠損金の解消に充てる。

また、委託運用機関の選定・評価を適切に行うことなどにより、当該機関の運用パフォーマンスに留意しつつ委託費用の節減に努める。

別表

(単位：百万円)

年度	責任準備金
17	3,280,370
18	3,329,801
19	3,378,789
20	3,426,741
21	3,473,595
22	3,518,423
23	3,575,284
24	3,566,657
25	3,555,012
26	3,540,034
27	3,523,355
28	3,502,931
29	3,478,945
30	3,451,611

基発第0317002号

平成17年3月17日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

理事長 樋爪 龍太郎 殿

厚生労働省労働基準局長

中小企業退職金共済制度の運営改善について

厚生労働省は、今後の中小企業退職金共済制度について、平成17年3月11日付けの労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会の「中小企業退職金共済制度の運営改善に関する意見書」(別添)を踏まえ、その運営改善を図ることとしたので、独立行政法人勤労者退職金共済機構においても、当該意見書の趣旨を踏まえ、その運営改善に当たられたい。

特に、一般の中小企業退職金共済制度については、付加退職金の支給率の決定方針を下記のとおり定めたので、この方針を前提にして累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額(別紙参照)を設定されたい。

また、林業退職金共済制度についても、当該意見書の趣旨に鑑み、一般の中小企業退職金共済制度と同様に累積欠損金の解消に当たっての具体的な解消年限、中期計画期間内の解消目標額及び年度ごとに解消すべき累積欠損金の額としての目安額(別紙参照)を設定されたい。

記

<付加退職金の支給率の決定方針>

- 1 付加退職金の支給率については、中小企業退職金共済法第10条第4項の「そ

の他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるもの」とする規定に基づき、次の2の処理を踏まえて、具体的数値を決定することとする。

2 退職金原資となる資産については、達成すべき運用利回り（別紙参照）を設定し更に効率的な運用を行うこととし、各年度で生ずる利益は、次のとおり処理することとする。

① 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額以上のときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を累積欠損金の解消に、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。

② 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額を下回るときは、まず当該利益の見込額のうち年度ごとに解消すべき累積欠損金の額に相当する額を累積欠損金の解消に充て、残額を付加退職金に充てる。

累積欠損金の解消に向けての目標値の設定について

目標値については、表に記載された数値を中心に経済情勢等諸条件を勘案の上設定すること。

〔表〕

○ 一般の中小企業退職金共済事業〔予定運用利回り1.0%〕

累積欠損金解消 までの年数 (解消年限)	中期計画1期間(5年間) 当たりの解消目標額 (注1)	年度ごとに解消 すべき累積欠損金 額としての目安額	達成すべき 運用利回り (注2)
15年間 (平成16~30年度)	895億円	179億円	2.20%

(注1) 中期計画1期間が5年未満の場合は、その年数に応じた額が解消目標額となる。

(注2) 数値は、責任準備金額が平成15年度末現在の値で一定であると仮定した場合において、現行ルールに基づき年度ごとに解消すべき額を確保するために達成すべき運用利回りの目安を示すものである。

○ 林業退職金共済事業〔予定運用利回り0.7%〕

累積欠損金解消 までの年数 (解消年限)	中期計画1期間(5年間) 当たりの解消目標額 (注1)	年度ごとに解消 すべき累積欠損金 額としての目安額	達成すべき 運用利回り (注2)
15年間 (平成16~30年度)	590百万円	118百万円	1.48%

(注1) 上記(注1)に同じ。

(注2) 数値は、責任準備金額が平成15年度末現在の値で一定であると仮定した場合において、現行ルールに基づき年度ごとに解消すべき額を確保するために達成すべき運用利回りの目安を示すものである。

別添

平成17年3月11日

中小企業退職金共済制度の運営改善に関する意見書

労働政策審議会
勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

当部会は、中小企業退職金共済制度の意義、重要性を踏まえ、現状において早急に取り組むべき課題についての議論を重ね、今般この意見書を取りまとめたので、提出する。

1. 一般の中小企業退職金共済制度（以下「中退制度」という。）における現行の予定運用利回りは、やむを得ず設定しているものであって、その引き上げを図るために不断の努力を行う必要があること。
2. 付加退職金の支給率の決定に当たっては、累積欠損金を計画的に早期解消することが重要な課題と位置付けた上で、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）による中小企業労働者の加入促進、退職金原資となる資産の効率的な運用、経費節減に更なる努力を行う必要があること。
3. 厚生労働大臣及び機構は、上記1. 及び2. の必要性を踏まえつつ、現行の中小企業退職金共済法の体系を前提に、次のような制度運用を行う必要があること。
 - (1) 退職金原資となる資産の運用については、各年度ごとに累積欠損金の解消と付加退職金の支給が可能となるような利回りを設定し、その利回りを達成できるよう更に効率的に行うこと。
 - (2) (1) を前提に、各年度で生ずる利益は、次のとおり処理すること。
 - ① 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当

する額以上のときは、当該利益の見込額の2分の1に相当する額を累積欠損金の解消に、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。

- ② 利益の見込額が年度ごとに解消すべき累積欠損金の額の2倍に相当する額を下回るときは、まず当該利益の見込額のうち年度ごとに解消すべき累積欠損金の額に相当する額を累積欠損金の解消に充て、残額を付加退職金に充てる。

4. なお、累積欠損金解消までの年数、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額及び目安となる利回りの設定に当たっては、

- ① 中退制度の健全性を重視し、累積欠損金の解消は時間をかけずに行うべきであるという意見があったこと、
 - ② 累積欠損金の解消は重要であるとしても、平成14年の建議を踏まえつつ時間をかけて行うべきであるという意見があったこと、
 - ③ 効率的な運用を目指す必要があるが、同時に過度に高いリスクは取るべきでないという意見があったこと、
- に留意する必要があること。

5. 平成17年度に係る付加退職金の支給率の決定においては、年度ごとに解消すべき累積欠損金の額は、180億円とする。